

# 和歌山保健看護学会会則

## 第1章 総則

第1条 この学会は和歌山保健看護学会と称す。

第2条 本会は事務局を和歌山県立医科大学保健看護学部におく。

第3条 本会は保健看護学の進歩発展と会員相互の研鑽・親睦を図り、もって保健・医療の向上に資することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年次総会の開催
2. 学会の開催
3. 学会誌の発行
4. 講演会の開催
5. 研究の助成
6. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

第5条 本会の目的に賛同し、所定の手続きと会費の納入を完了した者を会員とする。

第6条 本会に入会を希望する者は、和歌山保健看護学会入会申込書を本会事務局に提出するものとする。

第7条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、本会の刊行物の配布を受け取ることができ、学会に出席し、かつ会議を通して所見を發表することができる。

第9条 会員は毎年、その年度の3月末日までに当該年度の会費を納入しなければならない。

第10条 会員で退会しようとするものは、その理由を記した書面をもって本会事務局に届け出なければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第11条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会
2. 会費の滞納（2年間）
3. 死亡または失踪宣言
4. 本会の名誉を汚し、または本会の目的に反する行為があったとき

## 第3章 役員及び評議員

第12条 本会に次の役員をおく。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1名
3. 理事 30名以内
4. 監事 2名

第13条 理事長は、理事会で理事の中から選任する。

- 2 副理事長は、理事長が指名する。

- 3 理事は、評議員の中から選出し、総会の承認を受ける。
- 第 14 条 理事長は、本会を代表する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に不測の事態が生じた場合は、これを代行する。
  - 3 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
  - 4 監事は、本会の会計および資産を監査する。
- 第 15 条 役員の任期は 2 年とし、再選をさまたげない。
- 第 16 条 評議員は、会員の中から選出する。
- 2 評議員は評議委員会を構成し、会則に定めるものの他、次の事項を審議し議決する。
    1. 総会から委任された事項
    2. その他、本会の運営に関する重要事項
  - 3 評議員の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。

#### 第 4 章 会議

- 第 17 条 総会は本会の最高議決機関である。
- 2 総会は毎年 1 回、理事長が招集する。
  - 3 総会は、会員の 4 分の 1 以上の出席または、委任状をもって定足数を満たすことができる。
  - 4 総会には議長をおき、その運営にあたる。議長は評議員会の推薦を経て、総会において選出する。
  - 5 総会に付議すべき事項は次の通りとする。
    1. 役員の選任
    2. 予算および事業計画の承認
    3. 決算および事業報告の承認
    4. 会則の制定および変更
    5. 会則により総会に付議することを要する事項
    6. その他、理事長が総会に付議することを相当と認めた事項
- 第 18 条 総会において、議決権を行使できる会員は、当該年度の会員でなければならない。
- 第 19 条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。
- 2 理事の 5 分の 1 以上の要求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会は、理事の 3 分の 1 以上の出席または、委任状をもって定足数を満たすことができる。
- 第 20 条 評議員会は必要に応じて理事長が招集する。
- 2 評議員の 5 分の 1 以上の要求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。
  - 3 評議員会は、評議員の 3 分の 1 以上の出席または、委任状をもって定足数を満たすことができる。
- 第 21 条 理事会の議を経て、本学会の目的及び事業の遂行にあたり、必要に応じて委員会をおくことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 22 条 会議の議決は、議決に参加した者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長  
の決するところによる。

## 第 5 章 学会

第 23 条 本会は毎年 1 回の学術集会を開催する。

第 24 条 学術集会を主宰するため大会長 1 名をおく。

2 大会長は会員のなかから評議員会の推薦を受け、総会において選出する。

3 大会長は理事長が委嘱する。大会長の任期は理事長の委嘱した日から、次期大会  
長が委嘱される前日までとする。

4 大会長は会員のなかから準備委員・実行委員若干名を委嘱することができる。

## 第 6 章 学会誌

第 25 条 本会は年 1 回学会誌を発行する。

2 学会誌の編集および発行を行うために編集・広報委員会をおく。

3 編集・広報委員会は、学会員をもって組織する。

4 編集・広報委員会の委員長は理事長が委嘱する。

## 第 7 章 会計

第 26 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 27 条 本会の経費は会費およびその他の収入によって支弁する。

第 28 条 事業計画および予算は評議員会の議を経て、会計年度開始の最初の総会において  
承認を受ける。

2 事業報告および決算報告は評議員会の議を経て、会計年度終了後の最初の総会に  
おいて承認を受ける。

## 第 8 章 会則変更および解散

第 29 条 本会の会則を変更および本会を解散しようとする場合は、総会の承認を必要とす  
る。

2 前項の承認は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

## 第 9 章 補則

第 30 条 本会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 本会則は、平成 21 年 2 月 18 日から実施する。

本会則は、平成 30 年 8 月 4 日一部改訂する。

本会則は、令和元年 8 月 31 日一部改訂する。